

30人以下学級実現を求める意見書採択について

要 旨

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすることを求める。

理 由

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであります。また、秋田県においては、30人程度学級が小学校3年生にまで拡充し、少人数学級が徐々に進展してきました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、秋田県が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において少人数学級の更なる拡大の実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基づき内閣総理大臣・官房長官・文部科学省・財務省・総務省・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

請願項目

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

平成23年8月22日

陳 情 者 秋田市山王4丁目4-14
秋田県教職員組合
執行委員長 伊 藤 正 通
他1名
紹介議員 藤 井 春 雄
佐 藤 隆 盛

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様